

■農事組合法人

農事組合法人は、農業協同組合法(農協法)を根拠とする法人形態です。

農事組合法人には、定款の認証が不要で設立時の経費が少なくすむほか、①農業生産法人の場合に耕種農業に係る事業税が非課税、②同族会社に該当しないため同族会社に関する規定が適用されないなど税務上のメリットがある一方で、事業が農業経営及び農業関連事業(農畜産物加工、農作業受託、農業と併せ行なう林業、等)と附帯事業に限られています。

また、農事組合法人は、一人一票制であり、1組合員が半分を超える出資をすることが望ましくないこととされている(模範定款例)こともあり、数戸共同の場合に経営者によるリーダーシップの発揮や機動的な運営を妨げることが多いことが問題点です。

■株式会社

株式会社は、会社法を根拠とする法人形態です。株式会社などの会社法人の場合、組合法人と異なり、事業についての制限がありません(ただし、農業生産法人となるには事業要件を満たす必要があります)。とくに、所有と経営の分離をすすめる場合においては、合同会社や農事組合法人よりも株式会社が適しています。

■合同会社

会社法の施行(平成18年5月1日)により創設された法人形態で、株式会社の場合と同様に事業についての制限がありません。

また、株式会社と異なり、定款の認証も不要で設立時の経費が少なくすむほか、決算書(貸借対照表)の公告義務がありません(ただし、罰則規定はなく、中小企業で貸借対照表を公告している株式会社は多くありません)。

一方で、合同会社は、少数の出資者を前提とした制度であるため、定款の変更は社員全員一致が原則など、意思決定について構成員の多数決によるのが原則となっています。このため、出資者が多数になる場合には、機動的な運営の面から問題があります。

なお、会社法制定に向けた検討過程において、構成

員課税が適用されるアメリカのLLC制度の日本版となるのではと合同会社に期待が集まりましたが、結局は他の法人制度と同様、合同会社についても法人課税が適用されることになりました。

■酪農業を法人化する場合の選択肢

酪農経営を法人化する場合には、株式会社とするのが一般的です。設立時の経費が少ない点で農事組合法人や合同会社にメリットがありますが、それ以外には大きなメリットはありません。

なお、農事組合法人には事業税非課税などの税制上のメリットがありますが、酪農経営は対象になりません。また、合同会社は認知度や信用度が低いのがデメリットと言えます。

(3) 農業生産法人とは何か?

農業生産法人は、農地法の規定により、農地の所有権を含めて農地の権利を取得することができる法人です。農地法に規定された農業生産法人の要件としては、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」の4つがあります。

組織形態要件では、農業生産法人の法人形態を株式会社(株式譲渡制限会社〔公開会社でない〕に限る)、農事組合法人(農業経営を営むいわゆる2号法人)、合名会社、合資会社、合同会社の5形態に限定しています。

また、事業要件では、直近3カ年の農業及び農業関連事業の売上高が法人全体の売上高の過半を占めていることが条件です。

構成員要件では、構成員(出資者)を原則として法人の農業常時従事者と農地提供者に限っています。業務執行役員要件では、常時従事する構成員が業務執行役員(取締役または理事)の過半を占め、さらにその過半が農作業に一定日数(原則60日以上)従事しなければならないとされています。

これらの要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要です。



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導推進係
■問い合わせ先
TEL: 0824-64-2072 Fax: 0824-64-2233

法人の形態について

(1) 農業法人とは何か?

農業法人とは

農業法人とは、法人組織によって農業を営む法人の総称です。農業の範囲には、農地を利用して行う耕種農業のほか、畜産農業や農作業受託などの農業サービス業も含まれます。農業法人を法人形態によって分類すると、「会社法人」と「農事組合法人」の2つのタイプがあります。また、農業法人は、「農業生産法人」と一般の農業法人とに分類できませんが、「農業生産法人」が農地法で定義された用語であるのに対して、「農業法人」には法律上の定義がありません。

農地法改正施行(平成21年12月15日)までは、農業生産法人でなければ農地を利用して農業を行うことができませんでした。改正によって農業生産法人でなくても農地を借りることができるようになりましたが、改正後も法人で農地を所有するには農業生産法人でなければなりません。また、税制上の特例措置の多くが農業生産法人であることを要件としています。

●農業法人の数

農業法人の数は、平成17年2月1日現在で13,960になっています(2005年農林業センサス)。このうち、家族経営が法人化した「一戸一法人」が5,260、その他の農業法人が8,700です。酪農経営においても全体の酪農家数の11.4%が酪農経営になっています((社)中央酪農会議「平成21年度全国酪農基礎調査」)。全国の平成22年の酪農家戸数が約21,900戸(農林水産省「畜産統計」)であることから、全国で2,500程度の酪農法人があると推測されます。

●農業法人の最近の動向

農業法人の数は年々増加傾向にあり、とくに平成19年度以降は水田・畑作経営所得安定対策との関連で集落営農の法人化を進めてきた関係で、法人数が大幅に増えました。

(2) 農業法人の形態

農業法人を法人の形態別に分類すると図のとおりです。農業法人(13,960)のうち、農事組合法人が農業法人の全体の16.0%(2,233)を占めています。農事組合法人には、共同利用施設等の設置を行う法人(1号法人)と農業経営を営む法人(2号法人)とがありますが、酪農経営を営む場合には農業経営を営む法人として運営することになります。

一方、会社法人では株式会社が一般的で、「有限会社」の名称であっても株式会社として取り扱われる特例有限会社が農業法人全体の66.9%(9,344)、特例有限会社でない一般の株式会社が9.2%(1,290)、合わせて76.1%を占めています。合名会社・合資会社は合わせても0.5%(72)しかありませんが、社員(出資者)が法人の債務に対して出資額を超えて責任を負わなければならないこと(無限責任制)が活用されない要因です。なお、会社法の制定により、新たに有限責任制の持分会社として合同会社が創設されました。

ここでは、農業法人の法人形態としてよく利用されている農事組合法人、株式会社と比較的新しい制度である合同会社について説明します。